

## 東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会 規約

### (設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫等に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、東京都管理河川における洪水氾濫等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

### (協議会の対象河川)

第3条 協議会は、別紙1の東京都管理河川を対象とする。

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙2の職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

### (幹事会の設置)

第5条 水害リスクは、地域や河川によって異なることから、実情に応じた取組の検討及び情報共有を行うため、幹事会を東京都各建設事務所に置く。

- 2 各幹事会で検討した結果については、協議会へ報告する。
- 3 その他、各幹事会の運営等に関する事項は、別に各幹事会で定めるものとする。

### (協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 浸水予想区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現況の減災に係る取組状況等について共有する。

二　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。

三　その他、河川氾濫等に関する減災に係る必要な取組事項を実施する。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、東京都建設局河川部防災課内に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年12月19日から施行する。

## 別紙 1

### 【一級河川】：90 河川

(利根川水系)

旧江戸川	新川	中川	綾瀬川	新中川
大場川	伝右川	堀川	毛長川	

(荒川水系)

旧中川	隅田川	月島川	大横川	大島川西支川
大島川東支川	大横川南支川	北十間川	横十間川	大横川支川
仙台堀川	平久川	古石場川	小名木川	豊川
神田川	日本橋川	亀島川	妙正寺川	江古田川
善福寺川	石神井川	新河岸川	白子川	黒目川
落合川	柳瀬川	空堀川	奈良橋川	霞川
成木川	黒沢川	北小曾木川	旧綾瀬川	芝川
新芝川	直竹川			

(多摩川水系)

多摩川	海老取川	谷沢川	野川	仙川
丸子川	入間川	三沢川	大栗川	乞田川
大田川	程久保川	浅川	湯殿川	兵衛川
山田川	川口川	南浅川	案内川	城山川
御靈谷川	山入川	小津川	醍醐川	残堀川
谷地川	秋川	養沢川	北秋川	平井川
氷沢川	鯉川	玉の内川	北大久野川	大荷田川
鳶巣川	日原川	小菅川	大沢川	三沢川分水路

(鶴見川水系)

鶴見川	恩田川	真光寺川	麻生川	
-----	-----	------	-----	--

### 【二級河川】：10 河川

目黒川	呑川	古川	渋谷川	境川
内川	立会川	越中島川	築地川	汐留川

## 別紙2

### 【協議会構成員】

東京都建設局長

千代田区長	中央区長	港区長	新宿区長
文京区長	台東区長	墨田区長	江東区長
品川区長	目黒区長	大田区長	世田谷区長
渋谷区長	中野区長	杉並区長	豊島区長
北区長	荒川区長	板橋区長	練馬区長
足立区長	葛飾区長	江戸川区長	八王子市長
立川市長	武蔵野市長	三鷹市長	青梅市長
府中市長	昭島市長	調布市長	町田市長
小金井市長	小平市長	日野市長	東村山市長
国分寺市長	国立市長	福生市長	狛江市長
東大和市長	清瀬市長	東久留米市長	武蔵村山市長
多摩市長	稲城市長	羽村市長	あきる野市長
西東京市長	瑞穂町長	日の出町長	檜原村長
奥多摩町長			

気象庁 東京管区気象台気象防災部長

国土交通省関東地方整備局	江戸川河川事務所長
国土交通省関東地方整備局	荒川上流河川事務所長
国土交通省関東地方整備局	荒川下流河川事務所長
国土交通省関東地方整備局	京浜河川事務所長

東京都建設局河川部長

第一建設事務所長	第二建設事務所長
第三建設事務所長	第四建設事務所長
第五建設事務所長	第六建設事務所長
西多摩建設事務所長	南多摩東部建設事務所長
南多摩西部建設事務所長	北多摩南部建設事務所長
北多摩北部建設事務所長	江東治水事務所長

東京都総務局防災計画担当部長  
東京都下水道局計画調整部長  
東京都福祉保健局総務部長  
東京都教育庁総務部長  
東京都生活文化局私学部長

【オブザーバー構成員】

東京都病院経営本部経営企画部長  
警視庁警備部長  
東京消防庁警防部長